

四国地方更生保護委員会

〒760-0033 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎6階
 TEL (087) 822-5090 FAX (087) 826-1286

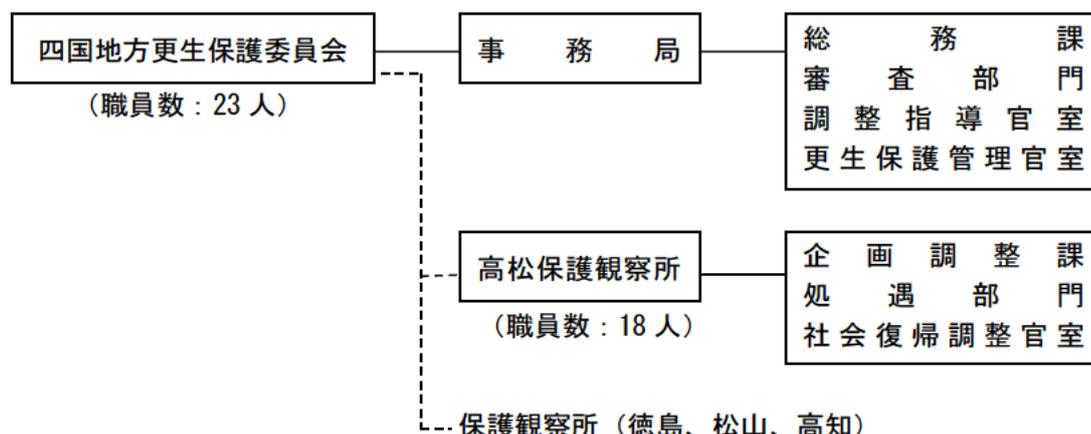
(ホームページアドレス) http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_shikoku_shikoku.html

高松保護観察所

〒760-0033 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎6階
 TEL (087) 822-5445 FAX (087) 826-1261

(ホームページアドレス) http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_takamatsu_takamatsu.html

[組織及び職員数]



(参考) 高松保護観察所の保護司数：552人 (平成31年4月1日現在)

設置根拠	地方更生保護委員会 法務省設置法第15条、第17条、法務省組織令第67条 保護観察所 法務省設置法第15条、第24条、法務省組織令第75条
所掌事務	地方更生保護委員会 保護司の委嘱、解嘱及び監督、保護司等の表彰、保護観察所の事務の監督、仮釈放の許可及び取消し並びに保護観察の停止、仮出場の許可、少年院からの仮退院及び退院の許可並びに少年院仮退院中の者の戻し収容手続、刑執行猶予者のうち保護観察に付された者の仮解除及びその取消し、受刑者及び在院者の生活環境の調整、更生保護に関する調査、研究及び企画、保護司の研修、更生保護事業の助長及び監督、更生保護に関する各種団体との連絡調整、犯罪被害者等施策等

所 掌 事 務	<p>保護観察所</p> <p>保護司の選考、保護司等の表彰、犯罪の予防、保護司の組織及び教養訓練、更生保護事業の助長及び監督、犯罪予防活動の助長、社会資源の開拓及び活用、更生保護に関する調査等、更生緊急保護の措置、保護観察中の者の救護及び援護の措置、少年法による保護処分のうち保護観察に付された者・少年院からの仮退院中の者・仮釈放中の者・刑執行猶予者のうち保護観察に付された者の保護観察、受刑者及び在院者等の生活環境の調整、恩赦、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく精神保健観察等の制度に関する事務、犯罪被害者等施策</p>			
管 轄 区 域	<p>四国地方更生保護委員会：徳島県、香川県、愛媛県、高知県</p> <p>高松保護観察所：香川県</p>			
情報公開・個人情報保護窓口	<p>四国地方更生保護委員会</p> <p>担当：総務課 TEL (087) 822-5090</p> <p>高松保護観察所</p> <p>担当：企画調整課 TEL (087) 822-5445</p>			
各 種 相 談 ・ 案 内 窓 口	窓口名称	内容等	担 当	TEL
	犯罪被害者 対応窓口	犯罪被害者等への 加害者（受刑者） の出所情報	四国地方更生保護 委員会 審査部門	(087) 826-4055